

○大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会の協議事項は次の通りとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び<u>運用</u>に関する事項</p> <p>(2) 地域旅客サービスの適正な運用方法の検討及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項</p> <p>(5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 5年 1月 18日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 5年 10月 1日から施行する。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会の協議事項は次の通りとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び<u>運賃・料金等</u>に関する事項</p> <p>(2) 地域旅客サービスの適正な運用方法の検討及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項</p> <p>(5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 5年 1月 18日から施行する。</p>